オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1 件 名 LAN ケーブル敷設工事外 (詳細については別紙仕様書のとおり)

2 納入期限 令和6年10月11日(金)

3 納入場所 仕様書の通り

4 見積書等提出 日時 令和6年9月27日(金) 午後3時00分まで の日時・場所 場所 関東森林管理局 経理課 企画係 ※ 郵便による提出を認めます。

- 5 提出書類 (1) 見積書(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、 必ず日付をご記入ください。)
 - (2) 令和 04・05・06 年度農林水産省競争参加資格 (全省庁統一資格) の写し

※ 上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「LAN ケーブル敷設 工事外 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。

- 7 その他 (1)見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に 係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず 確認してください。
 - (2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見 積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
 - (3) 例示品と同等の品質・規格を満たす物品で見積する場合は、 事前に担当者の了承を得てください。
 - (4) 本契約に係る契約書の作成は省略します。

(担当:森林整備課企画係) (電話:027-210-1183)

(メール: ks kanto seibi@maff.go.jp)

契約条件書(役務)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を 乙と呼称する。
- 2 乙は業務を履行完了したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したと きをもって業務を完了したものとする。

甲は履行完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

- 3 検査に不合格のものがあったときは、履行期限内又は甲の指定した期限内に修正等を行い 甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は履行期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに履行期限の延長を 申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか履行期限までに業務を完了できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は業務を完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 業務完了後1年以内に契約物件にかくれた瑕疵があった場合は、乙は甲の指示に従い、補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に 乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとす る。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解 決するものとする。

契約条件書(売買)

- 1 この契約条項において支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙 と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
 - 甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあったときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延 長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、 当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれたかしがあった場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

仕 様 書

		例示品					
番号	物品名	メーカー名	品名·品番	規格·品質等	色	数量	単位
1	LANケーブル敷設工事			3FハプBOXから森林整備課まで、両端プラグ付きCAT6LANケーブル60m敷設。諸経費込み。現地確認可。		1	式
2	LANケーブル	サンワサプライ	KB-T6TS-20RN	規格:CAT6 ケーブル長:20m	レッド	1	個
3	LANケーブル	サンワサプライ	KB-T6TS-30N	規格:CAT6 ケープル長:30m	ライトグレー	1	個
승 計						3	

上記の規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

2. 納入場所

関東森林管理局 森林整備課 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25 森林整備課 企画係(TEL:027-210-1183)

3. 責任の所在
① 物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

- ① ハードウェアについては、過去において出荷及び稼働実績を有し、高い信頼性を備えていること。ソフトウェアについては、最新のファームウェアを掲載していること。
 ② 受注者においては、物品引き渡し後、向こう1年間にわたり迅速かつ誠実に受注者の負担で製品の保守を行うこと。
 ③ 受注者においては、向こう5年間にわたり、アフターサービス・修理・部品提供等を円滑に行い得る体制を確保すること。

- ④ 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。